

令和5年仙審第12号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二及び同官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月5日08時00分

新潟県寝屋漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14.70トン

登 録 長 14.89メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 174キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和54年10月に進水した、小型定置網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部後方寄りに甲板室を設け、同室後部出入口付近に舵輪及び機関遠隔操縦レバーを装備し、前部及び後部の各甲板右舷寄りに垂直方向の巻胴1基を、甲板室前部の暴露部天井に水平方向の巻胴各1基が取り付けられた揚網機をそれぞれ設置し、同室下方に機関室が区画されていた。

(2) a 受審人の経歴等

(一部省略)

そして、a 受審人は、Aに、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を装備していないことから、これまでの操業及び遊漁船業によって得た経験則により、陸上及び海上の各顕著な目標物までの距離を目測したり、同目標物との接近状況を目視したりしながら同船の操船に当たっていたもので、Aの操縦性能を把握していた。

(3) 寝屋漁港等

寝屋漁港は、新潟県北東部に位置し、港口が西方に開き、陸岸から南西方に延びた第一北防波堤突端に寝屋港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）が設置されているほか、北方沖合に、平成25年9月1日から令和5年8月31日までの間、新潟漁業協同組合に対して新潟県知事が免許した共同漁業免許状に基づく免許番号新共第2号の区域が設定されていた。

a 受審人は、毎年の上旬から7月中旬までの間及び同9月上旬から12月上旬までの間、寝屋漁港北方沖合の水上岩（以下「水上岩」という。）に設けられた、直径約0.3メートル高さ約1.3メートルの鉄筋入りコンクリート製の杭に、重さ約625キログラ

ム長さ約25メートルの鉄製鎖の端を連結用金具により、同鉄製鎖の他端を海底の錨に結んだ固定索によりそれぞれつなぎ、新共第2号の区域に小型定置網を展張させていた。

また、a受審人は、これまでに得た経験則により、水上岩の周囲に、Aの喫水よりも水深の浅い斜面（以下「浅所」という。）が存在していることを承知しており、主に小型定置網の揚網時に使用していた軽喫水でない同船を水上岩に寄せると、船体が水上岩の周囲の浅所に乗り揚げのおそれがあることを認識していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか7人が乗り組み、全員が救命胴衣を着用し、水上岩に取り付けられていた鉄製鎖と、いずれもほとんど同じ材質、同じ重さ及び同じ長さの鎖を載せ、錨を備えないまま、船尾部に同船より船体が小さく喫水の浅い小型船舶を引き、水上岩の杭に同鎖を取り付ける作業（以下「鎖の取付作業」という。）を行う目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年5月5日07時20分寝屋漁港を発し、水上岩付近水域に向かった。

これより先、a受審人は、海岸から水上岩の杭の様子を見て同杭に取り付けていた鎖が消失していることを知り、後日、操縦性能が優れた軽喫水の小型船舶で鎖の取付作業を行うこととしていたところ、同船の主機潤滑油が乳化しているのを認めたことから、Aで鎖の取付作業を行うこととし、その際、同船の船首から錨を投下して錨泊すると、鎖の取付作業を容易にできることを承知していたものの、経験豊富な複数の乗組員が鎖の取付作業に参加するので、錨泊する必要はないものと見込み、Aの錨を寝屋漁港に陸揚げしていた。

a受審人は、甲板室後部出入口後方に立ち、乗組員1人を操舵に当たらせ、07時30分水上岩付近水域に到着したところで自ら操

船に当たり、機関を中立運転とし、後部甲板に乗組員 4 人を就かせて鎖の取付作業を始め、小型船舶に乗組員 3 人を移乗させて水上岩に向かわせ、乗組員 2 人が水上岩に上陸したことを認め、07 時 38 分船尾部から鎖の一方の端に結んだ先取索を繰り出しながら同索を小型船舶で運ばせ、水上岩の杭及び後部甲板の巻胴をそれぞれ介して揚網機の巻胴につながせた。

a 受審人は、07 時 43 分北防波堤灯台から 031 度（真方位、以下同じ。）1,460 メートルの地点で、船首を西方に向け、先取索の巻取りを開始したのち、同索が次第に緊張する状態を認めたことから、機関を極微速力前進にかけ、船尾方の水上岩までの距離を適宜目測して船体がほとんど移動しない態勢を保つとともに、先取索に過度な張力が掛からないように同索の状態に注意を払いながら鎖の取付作業を続けた。

a 受審人は、07 時 47 分先取索の巻取開始地点で、船首が 301 度に向いていたとき、折からの西寄りの波浪に加え、同索に掛かる張力によって 122 度方向に 0.1 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で後退を始め、その後正船尾 30 メートルのところの水上岩に船尾を向けて接近する状況になったことを認めたが、機関の微速力前進より先取索に掛かる張力が勝っても水上岩までの距離を十分に確保していることもあり、同索の巻取りを慎重に維持すれば水上岩の周囲の浅所に乗り揚げることはないものと思い、先取索を放ち安全な水域に避難するなど、水上岩への接近を回避する措置をとらなかった。

こうして、a 受審人は、先取索の巻取りを維持するとともに、水上岩に船尾を向けたまま後退を続けていたところ、船首が右方に振れ始めた状況を認め、機関を中立運転とし、同索の巻取りを中断し

て態勢を立て直そうとしたものの、及ばず、08時00分北防波堤灯台から032度1,460メートルの地点において、Aは、船首が020度に向いたとき、原速力で、水上岩の周囲の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近には西方からの高さ約1メートルの波浪があった。

乗揚の結果、船底外板に破口及び亀裂を、機関に濡損をそれぞれ生じたが、来援した僚船によって寝屋漁港に引き付けられ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、寝屋漁港北方沖合において、鎖の一方の端に結んだ先取索を水上岩の杭及び後部甲板の巻胴を介して巻取中、同索に掛かる張力によって後退を始め、水上岩に船尾を向けて接近する状況になった際、水上岩への接近を回避する措置をとらず、水上岩に船尾を向けたまま後退を続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、寝屋漁港北方沖合において、鎖の一方の端に結んだ先取索を水上岩の杭及び後部甲板の巻胴を介して巻取中、同索に掛かる張力によって後退を始め、水上岩に船尾を向けて接近する状況になったことを認めた場合、先取索を放ち安全な水域に避難するなど、水上岩への接近を回避する措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、機関の微速力前進より先取索に掛かる張力が勝っても水上岩までの距離を十分に確保していることもあり、同索の巻取りを慎重に維持すれば水上岩の周囲の浅所に乗り揚げることはないものと思い、水上岩への接近を回避する措置をとらなかった職務上の過失により、水上岩に船尾を向けた

まま後退を続けて水上岩の周囲の浅所に乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文